

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、被用者の老齢厚生年金に係る定時改定の導入及び在職中の支給停止制度の見直し、老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、政府管掌年金事業等の運営の改善、独立行政法人福祉医療機構が行う年金担保貸付事業等の廃止、障害年金と児童扶養手当の併給調整の見直し等の措置を講ずること。

第二 国民年金法の一部改正

- 一 国民年金手帳を廃止するものとする。 (第十三条関係)
- 二 年金給付の受給権の保護の例外について、年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合を削るものとする。 (第二十四条関係)
- 三 老齢基礎年金の繰下げ受給の上限年齢を七十歳から七十五歳とするものとする。 (第二十八条関係)

四 国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の前年の所得による支給停止をその年の十月から翌年の九月までとするものとする。 (第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第一項関係)

五 寡婦年金を支給しないこととする要件を、その夫が障害基礎年金の受給権者であったことがあるとき又は老齢基礎年金の支給を受けていたときから、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときとするものとする。 (第四十九条第一項関係)

六 障害者、寡婦その他の地方税法の規定による市町村民税が課されない者として政令で定める者であつて前年の所得が政令で定める額以下であるものについて、申請があつたときは国民年金の保険料を納付することを要しないものとする。 (第九十条関係)

七 この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者について、国民年金の任意加入被保険者となることができないものとする。 (附則第五条関係)

八 脱退一時金の額について、保険料の額に二分の一を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額とするものとする。 (附則第九条の三の二関係)

九 その他所要の改正を行うこと。

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 厚生年金保険の適用拡大

1 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するものについて、厚生年金保険の適用事業所とするものとする。 (第六条第一項第一号レ関係)

2 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間又は所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に係る厚生年金保険の適用除外の要件について、当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこととする要件を削るものとする。 (第十二条第五号ロ関係)

二 二月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者について、厚生年金保険の被保険者とするものとする。 (第十二条第一号ロ関係)

三 年金給付の受給権の保護の例外について、第二の二に準じた改正を行うこと。 (第四十一条第一項関係)

四 受給権者が被保険者である場合の老齢厚生年金の額について、毎年九月一日を基準日とし、基準日の属する月前の被保険者であった期間を基礎として、基準日の属する月の翌月から改定するものとする。と。(第四十三条関係)

五 老齢厚生年金の繰下げ受給の上限年齢を七十歳から七十五歳とするものとする。と。(第四十四条の三関係)

六 保険給付の返還を受ける権利は、これを行使できる時から五年を経過したときは、時効によって消滅するものとし、徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保険給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。と。(第十二条関係)

七 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、適用事業所であると認められる事業所の事業主に対して、立入検査等を行うことができるものとする。と。(第百条関係)

八 実施機関は、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定め

る事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。 (第百条の三関係)

九 六十五歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止について、六十五歳以上の被保険者に支給する老齢厚生年金の支給停止の仕組みと同じものとし、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の額との合計額から平成十六年度における四十八万円を基準として名目賃金変動率に応じて自動改定される額を控除して得た額の二分の一に相当する額とするものとする。 (附則第十一条関係)

十 脱退一時金の額について、被保険者であった期間の平均標準報酬額に、保険料率に二分の一を乗じて得た率に被保険者であった期間に応じて政令で定める数を乗じて得た率を乗じて得た額とするものとする。 (附則第二十九条第四項関係)

十一 その他所要の改正を行うこと。

第四 国民年金法等の一部を改正する法律 (平成十六年法律第百四号) の一部改正

一 三十歳未満の第一号被保険者等であつて本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和十二年六月までとするものとする。 (附則第十九条第二項

関係)

二 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者について、第二の七に準じた改正を行うこと。（附則第二十三条関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第五 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部改正

一 短時間労働者を適用対象とすべき特定適用事業所の範囲について、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五百人を超える適用事業所から、令和四年十月一日以降は当該総数が常時百人を超える適用事業所とするものとし、令和六年十月一日以降は当該総数が常時五十人を超える適用事業所とするものとする。 （附則第十七条第十二項及び第四十六条第十二項関係）

二 経過措置

1 令和六年度から令和九年度までの間における再評価率の改定等に用いる名目手取り賃金変動率について、特定適用事業所（当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定

労働者の総数が五百人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者に相当する者又はその者以外の者の構成の変動により補正するものとする。 （附則第十七条の二第二項関係）

2 令和十年度及び令和十一年度における再評価率の改定等に用いる名目手取り賃金変動率について、特定適用事業所（当該特定適用事業所の事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が百人以下であるものに限る。）に使用される特定四分の三未満短時間労働者に相当する者又はその者以外の者の構成の変動により補正するものとする。 （附則第十七条の二第三項関係）

第六 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部改正

一 三十歳以上五十歳未満の第一号被保険者等であつて本人及び配偶者の所得が一定以下のものに係る国民年金の保険料の免除の特例を五年間延長し、令和十二年六月までとするものとする。 （附則第十

四条第一項関係）

二 その他所要の改正を行うこと。

第七 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の一部改正

一 特別障害給付金の支給停止について、第二の四に準じた改正を行うこと。（第九条及び第十条第一項
関係）

二 未支払の特別障害給付金に係る規定を設けるものとする。（第十六条の二関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第八 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正

一 年金生活者支援給付金の支給について、第二の四に準じた改正を行うこと。（第二条第一項、第十三
条、第十五条第一項及び第二十条第一項関係）

二 年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し、厚生労働大臣が資料の提供等を求めることができ
る者の範囲を、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する者から、年金生活者支援給付金の支給を受
けている者及び年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者として政令
で定める者とするものとする。（第三十六条、第三十七条及び第三十九条関係）

三 その他所要の改正を行うこと。

第九 児童扶養手当法の一部改正

児童扶養手当の受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるときは、児童扶養手当を支給しないものとする対象を障害基礎年金等（子を有する者に係る加算に係る部分に限る。）の額に相当する額に限るものとする。 （第十三条の二関係）

第十 国家公務員共済組合法の一部改正

一 国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定について、常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者等に適用するものとする。 （第二条第一項第一号、第七十二条、第二百五条及び第二百二十六条並びに附則第二十条の二第一項及び第二十条の六第一項関係）

二 標準報酬の等級及び月額について、厚生年金保険及び健康保険の標準報酬月額等級に準ずるものとする。 （第四十条関係）

三 退職年金の支給の繰下げについて、第三の五に準じた改正を行う。 （第八十条関係）

四 組合の給付に要する費用のうち育児休業手当金及び介護休業手当金の支給並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用について負担するものから、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政

法人国立病院機構又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構を削るものとする。 (第九十九条及び第二百二十四条の三並びに附則第二十条の二第四項関係)

五 組合員の資格を取得した日の属する月にその資格を喪失し、その月に、更に厚生年金保険の被保険者 (組合員たる厚生年金保険の被保険者を除く。) 又は国民年金の被保険者 (第二号被保険者を除く。) の資格を取得したときは、その喪失した資格に係るその月の退職等年金分掛金は徴収しないものとする。 (第百条第二項関係)

六 掛金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、第三の六に準じた改正を行うこと。 (第百十一条関係)

七 当分の間、組合員期間が一年以上である日本国籍を有しない者であり、かつ、退職している者に対し、一時金を支給するものとする。 (附則第十三条の二関係)

八 その他所要の改正を行うこと。

第十一 地方公務員等共済組合法の一部改正

一 地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定について、第十の一に準じた改正を行うこと。 (第

二条第一項第一号、第七十四条及び第四百四十一条から第四百四十二条まで関係）

二 標準報酬の等級及び月額について、第十の二に準じた改正を行うこと。（第四十三条関係）

三 退職年金の支給の繰下げについて、第三の五に準じた改正を行うこと。（第九十四条関係）

四 退職等年金分掛金の徴収について、第十の五に準じた改正を行うこと。（第百十四条第二項関係）

五 掛金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効について、第三の六に準じた改正を行うこと。（第百四十四条の二十三関係）

六 第十の七に準じた改正を行うこと。（附則第十九条の二関係）

七 その他所要の改正を行うこと。

第十二 私立学校教職員共済法の一部改正

一 標準報酬月額等の等級について、第十の二に準じた改正を行うこと。（第二十二条第二項関係）

二 退職年金の支給の繰下げについて、第三の五に準じた改正を行うこと。（第二十五条関係）

三 第十の七に準じた改正を行うこと。（第二十五条関係）

四 徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は退職等年金給付の返還を受ける権利の時効につ

いて、第三の六に準じた改正を行うこと。（第二十五条及び第三十四条関係）

五 その他所要の改正を行うこと。

第十三 確定給付企業年金法の一部改正

一 老齢給付金の支給開始時期について、事業主等は六十歳から七十歳までの範囲で規約に定めることができるものとする。こと。（第三十六条第二項第一号関係）

二 終了制度加入者等（遺族給付金の受給権を有していた者を除く。）が個人型年金加入者の資格を取得したときは、当該者の申出により、当該者に分配すべき残余財産を国民年金基金連合会に移換することができるとすること。（第八十二条の四関係）

三 企業年金連合会は、企業型年金加入者であった者の個人別管理資産の移換を受け、老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うことができるものとする。こと。（第九十一条の十八第二項第三号及び第九十一条の二十三関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第十四 確定拠出年金法の一部改正

一 企業型年金の加入要件について、六十五歳未満等の要件を削り、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金規約で一定の資格を定めた場合における当該資格を有しない者及び企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等を除く。）を企業型年金加入者とするものとする。 （第二条第六項及び第九条関係）

二 企業型年金加入者の個人型年金の加入要件について、当該企業型年金の規約に企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めることとする要件を削るとともに、企業型年金加入者は、企業型年金加入者掛金の拠出又は個人型年金の加入を選択できるものとする。 （第三条第三項第七号の三及び第六十二条第一項第二号関係）

三 簡易企業型年金の実施について、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数の要件を百人以下から三百人以下とするものとする。 （第三条第五項第二号関係）

四 企業型年金の規約の変更について、変更事項が資産管理機関の名称及び住所等である場合は、厚生労働大臣への届出を要しないものとする。 （第六条第一項関係）

五 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等に係る掛金の拠出の状況等を電子情報処理組

織を使用する方法等により、当該企業型年金加入者等が閲覧することができる状態に置かなければならないものとする。 (第二十七条第二項関係)

六 老齢給付金の受給開始時期の上限年齢を七十歳から七十五歳とするものとする。 (第三十四条関係)

七 企業型年金加入者であつた者 (企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、企業型年金運用指図者を除く。) は、企業年金連合会の規約において、あらかじめ、個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、当該者の申出により、当該個人別管理資産を企業年金連合会に移換することができるものとする。 (第五十四条の五関係)

八 中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、その使用する第一号厚生年金被保険者の数を百人以下から三百人以下とするものとする。 (第五十五条第二項第四号の二関係)

九 個人型年金の加入要件について、六十歳未満の要件を削り、国民年金法の第一号被保険者 (保険料免除者を除く。)、第二号被保険者 (企業型掛金拠出者等を除く。)、第三号被保険者及び任意加入被保険者は、個人型年金加入者となることができるものとする。 (第六十二条第一項関係)

十 国民年金基金連合会は、資料提供等業務を企業年金連合会に委託できるものとする。 (第七十三
条関係)

十一 確定拠出年金運営管理業の登録事項から役員住所を削るものとする。 (第八十九条第一項第
三号関係)

十二 六十歳未満であること、企業型年金加入者でないこと、個人型年金に加入できないこと等のいずれ
にも該当する者について、脱退一時金の支給を請求できるものとする。 (附則第三条関係)

十三 その他所要の改正を行うこと。

第十五 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二
十五年法律第六十三号) の一部改正

一 第十四の十に準じた改正を行うこと。 (附則第三十八条第三項及び第四十条第八項関係)

二 第十三の三に準じた改正を行うこと。 (附則第四十条第二項第六号及び第四十九条の二関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第十六 独立行政法人農業者年金基金法の一部改正

一 農業者年金の被保険者となることができる年齢を六十歳未満から六十五歳未満とするものとする事
。（第十一条及び第十三条関係）

二 農業者老齢年金の受給開始時期の上限年齢を七十五歳とするものとする事。（第二十条、第二十八
条及び第二十八条の二関係）

三 その他所要の改正を行う事。

第十七 労働者災害補償保険法の一部改正

保険給付の受給権の保護の例外について、第二の二に準じた改正を行う事。（第十二条の五第二項関
係）

第十八 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

一 独立行政法人福祉医療機構が行う厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基
づき支給される年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付けを廃止するものとする事。（

第十二条関係）

二 その他所要の改正を行う事。

第十九 健康保険法の一部改正

- 一 健康保険の適用拡大について、第三の一に準じた改正を行うこと。（第三条関係）
- 二 二月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれる者について、第三の二に準じた改正を行うこと。（第三条関係）
- 三 その他所要の改正を行うこと。

第二十 施行期日

この法律は、令和四年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

- 一 第三の八、第四の一、第六の一、第七の二、第八の二、第十三の一、第十四の十及び十一、第十五の一並びに第二十一の二 公布の日
- 二 第三の七 公布の日から起算して二十日を経過した日
- 三 第十四の三、四及び八 公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日

四 第九 令和三年三月一日

五 第二の五から八まで、第三の十、第四の二及び第十の四 令和三年四月一日

六 第二の四、第七の一及び第八の一 令和三年八月一日

七 第十三の二及び三、第十四の一、七、九の一部及び十二、第十五の二並びに第十六の一 令和四年五月一日

八 第三の一及び二、第五の一部、第十の一及び二、第十一の一及び二、第十二の一、第十四の二、五及び九の一部、第十九の一及び二並びに第二十一の三 令和四年十月一日

九 第五の一部 令和六年十月一日

第二十一 検討

- 一 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項（二の事項を除く）。

）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （附則第二条第一項 関係）

二 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金事業の財政の現況及び見通し、厚生年金保険事業の財政の現況及び見通し等を踏まえ、厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （附則第二条第二項関係）

三 政府は、第二十の八の事項の施行後五年を目途として、改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 （附則第二条第三項関係）

第二十二 経過措置等

その他所要の経過措置を設けるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。 （附則第三条から第九十七条まで関係）